

いじめの防止等のための対策に関する本校の基本的な方針

令和8年8月1日
静岡県立富士宮西高等学校

第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

1 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針を定めることで、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつながる。また、いじめ発生時における学校の対応を示すことで、子どもや保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑止につながる。策定後は、学校ホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず生徒、保護者に説明する。

基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進する。

- (1) 生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになる。
- (3) 県、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

3 いじめの理解

「いじめ」について次のように捉える。

- ・いじめは、どの生徒にも、どこでも、起こりうる。
- ・いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ・いじめは、いじめる側、いじめられる側が入れ替わり被害や加害を経験する。
- ・「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在がいじめを助長させる。
- ・学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 基本的な考え方

（１）いじめの未然防止

生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。ホームルーム活動などの特別活動の時間を活用し、学校教育全般を通じて生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていく。学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。また、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及と啓発を行う。

（２）いじめの早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を行う。

（３）いじめへの対処

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

（４）地域や家庭との連携について

学校関係者と地域、家庭と連携した対策を推進する。

（５）関係機関との連携について

関係機関と適切に連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築する。

第2章 いじめの防止等のための対策

1 組織の設置（既存の校内組織との連携）

（１）設置の目的

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

（２）名称及び構成員

名称は、「いじめ対策委員会」とする。定期的に開催する。

構成員は、校長、副校長、教頭、生活部部長、学年主任、養護教諭、相談室担当及び事案ごとの関係職員とし、必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカー等の外部専門家の参加を求めることとする。

(3) 役割

- ア いじめの相談・通報の窓口となり、そのことについては入学時・各年度の開始時に生徒・保護者に説明する。
- イ いじめ事案が発生した場合に情報の収集、事実確認、記録、共有と外部連携を含めた指導方針の決定、静岡県教育委員会への報告を行う。

2 いじめ防止等のための年間計画

生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むことがいじめの防止につながると考え、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うための教育活動の充実を図ることとする。

※行事、取組については年度ごとに変更になる場合もある。

(1) 人権教育等の推進

社会間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体で規範意識や思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくりを通じて人権教育等の充実を図る。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

ホームルーム活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

(3) 集団作り、生徒の自主性を育む行事

対面式（4月）、学年当初のLHR（4月）、防災訓練（4月、9月、1月）、遠足（5月）、紫翠祭（6月）、球技大会（11月）、修学旅行（12月）、長距離走大会（2月）、百人一首大会（3月）

(4) 社会性、思いやりを育む行事

交通安全教室（4月）、思春期講座（11月）、薬学講座（11月）、同窓会講座（10月）、保育実習（12月）

(5) 保護者や地域への啓発

基本方針については、学校ホームページで各年度の開始時に公表し、改訂した場合は随時更新する。子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように、保護者や地域に対して啓発する。

(6) 保護者との連携

入学式（4月）、Classiでの連絡（4月）、教科登録説明会（9月）

(7) 配慮を要する子どもへの支援

学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

- (8) 教職員による生徒理解のための取り組み
職員会議（毎月）、スタディサポート分析会（5月）、学校保健委員会（2月）
- (9) 信頼づくりための取り組み
学習ガイダンス（4月）、面接週間（4・9月）、文理ガイダンス（6月）、生活アンケート（年2回）、学校満足度調査（年1回）、文理選択説明会（7月）、各学期の始業式、終業式、学年集会（4・7・9・12・1・3月）
- (10) 教職員の資質向上
学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。
- (11) 学校評価による取組の改善
学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

3 いじめの早期発見

- (1) いじめの情報共有の体制整備
 - ア 教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、緊急会議を開いて対応を協議する。
 - イ 取組方針の企画、立案を行い、定期的に打合せを行う。
 - ウ 生徒支援記録に記録し、情報共有する。
- (2) 子どもの実態把握
以下のような方法によりいじめの早期発見に努める。
 - 1 欠席が連続3日以上続いた場合、担任は学年主任に報告、相談
 - 2 本人、保護者に連絡し、学習、人間関係の困り感等、学校生活の様子について確認
 - 3 授業、部活動等での日常的な観察
 - 4 面談等を活用した積極的な情報収集
 - 5 保健室来室生徒との会話や観察
 - 6 生活アンケート（年2回）の実施
 - 7 スクールカウンセラーによる教育相談
 - 8 警察等の関係機関からの情報提供
- (3) 相談体制の整備
心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備することが求められる。いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて

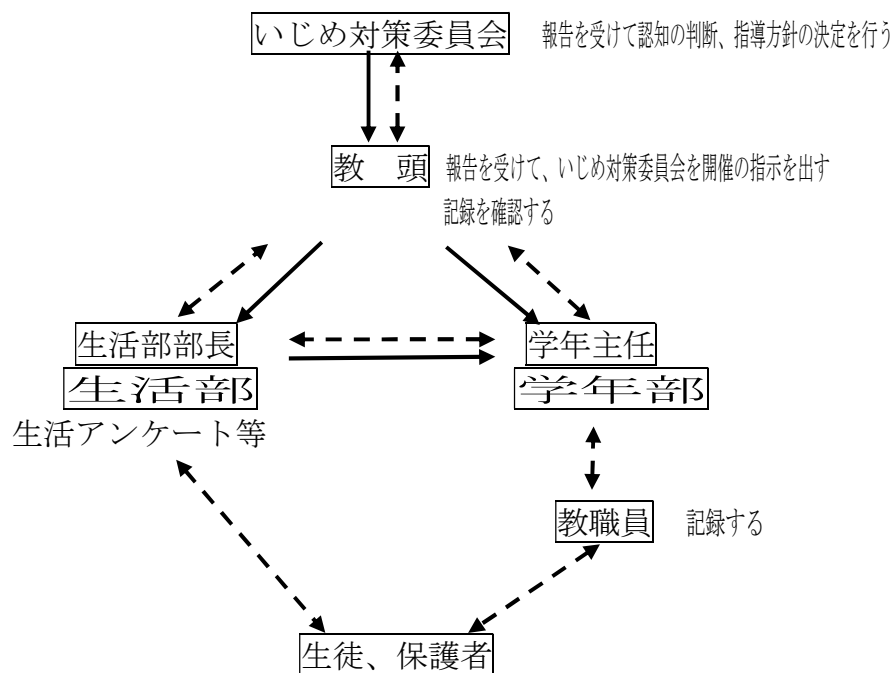
報告した子どもの立場を守る。

4 いじめの早期対応

(1) 初期対応

いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、学校として組織的に対応するために速やかに学年主任、生活部部長に報告し、学年主任、生活部部長は教頭に報告する。

【 いじめ対応フロー図 】



- ・ いじめに関する情報（点線矢印 $\cdots \blacktriangleright$ ）が入った場合の流れ
- ・ いじめ対策委員会は、指導方針を決定し、生活部か学年部に対応の指示（実線矢印 $\longrightarrow$ ）を出す。
- ・ 対応を指示しない者にも、指導方針の情報は伝える。

(2) 早期の事実確認と指導方針の決定

ア いじめに関する情報がもたらされた場合、(1)の報告後、教頭の指示のもと、関係職員で、詳細な情報収集、事実確認を行う。

イ 情報が整理できたらいじめ対策委員会に報告し方針を協議する。

（緊急性が高く委員会の開催が間に合わない場合は、校長・副校長に報告の上、教頭の指示のもと支援、指導を行う。）

ウ いじめ対策委員会でいじめが認知された場合には、教頭は設置者に報告する。

エ いじめ対策委員会は、1か月後（一定の解消）、3か月後（解消）に

経過を確認する。

※ いじめが「解消している」状態とは

①いじめに係る行為が少な くとも3か月を目安とし止んでいる

②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない

以上の2点が満たされていることをいう。

また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(3) 方針の決定後組織的な対応（被害生徒への支援、加害生徒への指導）

ア 生活部による「生徒指導」の場合（懲戒事案）

いじめの背景、内容、人間関係などにおいて事実関係を調査する。

加害生徒への生徒指導を行う。

イ 学年部による支援・指導の場合

いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう学習方法等について必要な措置をとる。加害生徒への指導、再発防止の支援を行う。

ウ 相談室の役割

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得ていじめを受けた生徒とその保護者に対する支援を継続的に行う。

必要に応じて、加害生徒とその保護者に対する指導助言を行う。

(4) 保護者対応

被害生徒の保護者と加害生徒の保護者の間で争いが起きることのないように保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

(5) 関係機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し、早期に対応する。また、学校が常設する組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。

(6) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があるとき、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができる。

第3章 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省作成、令和6年8月改訂）を踏まえ、適切に対処する。

1 重大事態の認知

重大事態とは次のような場合を言う。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア 生徒が自殺を企画した場合
 - イ 精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 身体に重大な傷害を負った場合
 - エ 金品等に重大な被害を被った場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめ が原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断しない。

2 教育委員会への報告

重大事態が発生した場合には、「いじめ対策委員会」により情報の収集、事実確認記録、共有を行うと同時に指導方針の決定し、教頭は速やかに静岡県教育委員会へ報告する。

3 「いじめ対策委員会」による調査

事態への対処や同様の事態への防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために以下の調査を行う。

なお、子どもの入院や死亡など、いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、教頭は速やかに調査を行う。

- (1) いじめを受けた生徒とその保護者、いじめを行ったと思われる生徒への聞き取り
- (2) いじめを受けた生徒及びいじめを行ったと思われる生徒の担任、部活動顧問、その他必要な教職 員への事情確認、被害生徒・保護者への情報提供、報道対応
- (3) 当該クラス、当該部活動、当該学年、全校生徒等への聞き取り、アンケート調査の実施

4 報告、及び情報提供

調査の結果については以下のとおり取り扱う。

- (1) 静岡県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保

護者に調査結果をもとに学校が把握した重大事態の事実関係などの情報を知らせる。

- (2) 必要に応じて学年集会、全校集会、保護者会において調査結果をもとに学校が把握した事実関係を報告する。
- (3) 報道機関等への情報提供が必要となったときには、静岡県教育委員会と連携を図り、協議のうえ 情報を提供する。ただし、情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮をする。

以上

- 附則
- 1 この基本方針は、平成26年6月1日から施行する。
 - 2 この基本方針は、平成31年4月1日から施行する。
 - 3 この基本方針は、令和7年4月1日に一部改訂する。
 - 4 この基本方針は、令和8年9月1日に一部改訂する。